

事業部会費運営要領

(目的)

第1条 本運営要領は、事業部会規定第4条に定める事業部会会費等の運営について定める。

(事業部会費)

第2条 事業部会会員の部会費等は次の通りとする。

1) 入部会費 50,000円

2) 部会費(年額) 50,000円

ただし、安全・衛生共有部会員については年額60,000円とする。

3) 特別部費

支部からの斡旋によるコンサルタント業務を行った場合、当該業務にかかわる特別部費は次のとおりとする。

(1) 特別部費の対象

支部からの斡旋によるコンサルタント業務とする。契約の満期をもって、特別部費の終了とする。ただし、支部契約で担当者が変更になる等複数年に渡るものの特別部費については事業部会委員会で審議して決定する。

(2) 特別部費の徴収

イ. 安特、衛特は総収入金額(各月払い分及び一括払いを含む)の7%とする。

ロ. 短期間の業務契約から比較的期間の長い契約業務までを含めて次の通りとする。1件当たりの税抜き収入金額(諸経費、消費税、交通費を除く。ただし、交通費が契約金額に含まれている場合は含む)をX円とすると、0.1X円。

ハ. 上記に該当しない業務の場合については、事業部会委員会が別に定める。

(部会費の納入)

第3条 事業部会の部費等の納入は次の通りとする。

1) 入部会費は、入部受付の当日所定の様式により入部費を添えて納入するものとする。途中での入部者の部会費は、月割りして算出する。

2) 部会費(年額)は、前期分(半額)を5月末までに、後期分(半額)を10月末までに納入するものとする。

3) 特別部費は、収入時より14日以内に納入するものとする。

4) 納入された入部会費、部会費、特別部費は、理由の如何を問わず原則返還しないものとする。

(改廃)

第4条 本運営要領の改廃は、事業部会委員会の審議を経て、常任幹事会で決定するものとする。

(適用)

第5条 本運営要領は2019年4月10日から適用する。